

就労定着支援について

当学園は、障害者就業・生活支援センター、佐賀障害者職業センターなど他の関係機関とも連携しながら、就職した卒園生に対し、就労意欲を失わず、その職場に定着できるよう、面談や電話等により、本人から仕事や生活面での様子を聞き、アドバイスをを行う等の「アフターケア」を行っています。

また、これまで以上に就職後の職場定着支援について強化した方が良いと考え、平成 31 年 4 月から、障害者総合支援法に基づく「**就労定着支援事業**」の指定を受けました。

この事業は、障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズは、より一層多様化かつ増大すると見込まれることから、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等との連絡調整等の支援を行うものです。

(対象者) 一般就労後 6 か月を経過した卒園生（それまではアフターケアで支援）

(利用期間) 最長 3 年間（学園と利用契約を結びます）

(支援内容) 面談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、事業所や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います

- ・ 自宅・事業所等への訪問により、月 1 回以上面談します
- ・ 月 1 回以上は勤めている事業所訪問を行うよう努めます
- ・ 卒園生に利用負担金をお願いする場合があります。